

特定事業（愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年6月14日付けで特定事業として選定した愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和元年9月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1（6）ア 事業契約の締結の文中「令和元年12月」を「令和2年3月」に変更する。
- 1（6）イ 事業期間等の文中「令和元年12月から令和5年5月まで」を「令和2年3月から令和5年12月まで」に変更する。
- 1（6）イ（ア） 県営住宅の設計・建設期間の文中「令和4年度」を「令和5年度」に変更する。